

「佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則に定める営利団体等の申請期間の変更について」に対する意見募集について

1. 趣旨

佐倉市コミュニティセンターの営利団体等（入場料及びこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的として使用する場合）の申請期間について改定します。

営利団体等が佐倉市コミュニティセンターを利用する場合「使用月の1月前から3日前」となっており、佐倉市の公民館及び近隣類似施設と比べ営利団体等の予約の条件が厳しくなっております。

このことから営利団体等がコミュニティセンターを予約し、使用する際の事業の告知及び準備をする時間が足りないことが課題となっています。このことから、申請期間を変更し営利団体等も利用しやすい環境を作ります。

2. 改正内容

（1）営利団体等に係る申請期間を以下のとおりとし、一般団体等に係る申請期間に合わせます。

【改定前】

入場料及びこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的として使用する場
合については、使用月の1月前から3日前までとする。

【改定案】

ア ホール及び佐倉市西志津ふれあいセンター展示室（以下「ホール等」とい
う。）については、使用月の6月前から使用日の3日前までとする。

イ ホール等以外のものについては、使用月の2月前から使用日の3日前まで
とする。

（2）施行の日について

令和4年4月1日から施行します。

3. その他

規則の改正に併せて佐倉市コミュニティセンターの運営に関する要領に規定さ
れる佐倉市コミュニティセンターの使用に係る抽選会に参加する要件について、
営利団体等は当該抽選会に参加できないものとするすることで、一般団体等への一定
の優遇を図ります。

4. 担当課

市民部自治人権推進課 相談管理班

電話 043-484-6128